山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の一部を改正する省令

（山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第一条　山村振興法第十四条の地方税の不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成三年自治省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第十四条に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　不動産取得税　計画期間の初日から平成三十三年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第七条第一項の規定により振興山村として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第十四条に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合	（法第十四条に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第十四条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　不動産取得税　計画期間の初日から平成三十一年三月三十一日までの間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該計画期間とし、同日前に法第七条第一項の規定により振興山村として指定された地区に該当しないこととなった地区については当該計画期間の初日からその該当しないこととなった日までの期間とする。）に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十二条第三項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）又は第四十五条第二項（同項の表の第四号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける法第十四条に規定する地域資源を活用する製造業又は農林水産物等販売業の用に供する施設又は設備であって、取得価額の合計額が次に掲げる事業の区分に応じそれぞれ次に定める取得価額のもの（以下「特別償却設備」という。）を新設し、又は増設した者（以下「特別償却設備設置者」という。）について、当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得（計画期間の初日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して一年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地の取得に限る。）に対して課する不動産取得税について不均一課税をすることとしている場合
イ　法第十四条に規定する地域資源を活用する製造業（産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。）五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が五千万円を超える租税特別措置法第四十二条の四第四項に規定する中小企業者にあっては千万円）以上のもの ［ロ　略］ ［ニ　略］ 備考　表中の［　］の記載は注記である。	イ　法第十四条に規定する地域資源を活用する製造業（産業振興施策促進区域において生産されたものを原料又は材料とするものに限る。）五百万円（租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第二十八条の九第十三項に規定する資本金の額等が五千万円を超える租税特別措置法第四十二条の四第二項に規定する中小企業者にあっては千万円）以上のもの ［ロ　同上］ ［ニ　同上］

（離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令の一部改正）

第二条　離島振興法第二十条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（平成五年自治省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第二十条に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 イ　法第二条第二項の規定による主務大臣の公示の日（その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から平成三十三年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十	（法第二十条に規定する総務省令で定める場合） **第二条**　法第二十条に規定する総務省令で定める場合は、次の各号に掲げる税目の区分に応じ、当該各号に定める場合とする。 一　事業税　次のイ又はロに掲げる事業税について課税免除又は不均一課税をすることとしている場合 イ　法第二条第二項の規定による主務大臣の公示の日（その日が平成五年四月一日前である場合には、同日。以下「公示日」という。）から平成三十一年三月三十一日までの間に、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第十